諮問番号：令和２年度諮問第１号

答申番号：令和２年度答申第７号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○○長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成３０年１１月３０日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

　　○○○○Ｂ２のため、障害の程度は軽度とみられているが、普通に育った子供とは違う扱いを受けていることからみても、親からも兄弟からも自分自身でも重く感じる。

今でも、これから小学校に入学してからも放課後デイサービスを受けるので、十分に重い障害があるのではないか。

診断書については、医師の見解に審査請求人らの思いが反映されておらず、軽度とみられたことは残念である。

小学校入学前であるが、いまだ日常会話ができず、単語を一つ一つたして会話をしており、生活に著しい制限を加えることを必要とする程度ではないとはいえない。

　　以上のことから、本件処分は違法不当であるため、取消しを求める。

２　審査庁

　　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人が、平成３０年８月３０日に特別児童扶養手当認定請求（以下「本件申請」という。）の際に処分庁に対して提出した、同年７月２４日付けの特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）によれば、①障害の原因となった傷病名は、「○○○○（療育手帳Ｂ２）」で、⑦知能障害等の１知的障害（知能指数又は発達指数）欄と ⑮医学的総合判定欄では、「ＤＱ○○」で「軽度」と記載されており、知的障害の２級の程度として例示されている知能指数がおおむね５０以下のものにあたらない。

また、⑬日常生活能力の程度においては、１○○及び２○○は「半介助」、３○○は「おむつ必要・半介助」、４○○は「自立」・「不完全」、５○○は「半介助」、６○○○は「特定の物・場所はわかる」、７○○は「問題なし」とあり、具体的には、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」と記載されている。⑭要注意度は「２随時一応の注意を必要とする」とされており、⑧発達障害関連症状から⑫性格特徴は、該当する記載はない。

本件診断書の記載内容から言語など軽度の発達の遅れは認められるものの、２級の認定基準である「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」に該当する程度の障害の状態にあるとは認められず、法第２条第５項に規定する障害等級に該当するとは言えない。

（２）審査請求人の審査請求の理由に、対象児童の障害の程度は重く感じるとあるが、審査請求人から提出された本件診断書に基づいて、判定医の審査判定の結果、対象児童の障害の程度が手当の基準を満たしていないと認められるため、本件処分は、違法又は不当ではない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４ 調査審議の経過**

　令和２年４月９日　　　諮問書の受領

令和２年４月１３日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：４月２７日

口頭意見陳述申立期限：４月２７日

令和２年５月１５日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限再通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：５月２９日

口頭意見陳述申立期限：５月２９日

　令和２年５月１４日　　第１回審議

　令和２年６月１９日　　第２回審議

令和２年７月１７日　　第３回審議

**第５ 審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第２条　この法律において「障害児」とは、２０歳未満であつて、第５項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

２－４　（略）

５　障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから１級及び２級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第５条　手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市（中略）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。

２　（略）

第３９条の２　この法律（中略）の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務とする。

（２）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和５０年政令第２０７号。以下「施行令」という。）

第１条　（略）

２　（略）

３　法第２条第５項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第三に定めるとおりとする。

別表第三（第１条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １級 | 一－八　　九　　　　　　　　　十十一　　　　　　　　　　　　　　　　 | （略）前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの（略） |
| ２級 | 　一－十四　　　十五十六十七　 | （略）前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの（略） |

（３）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和３９年厚生省令第３８号）

第１条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（中略）第５条の規定による特別児童扶養手当（中略）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第１号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事（地方自治法（中略）第２５２条の１９第１項の指定都市（中略）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。（中略））に提出することによつて行わなければならない。

　　　一　（略）

二　支給対象障害児が法第２条第１項に規定する状態にあることに関する医師又は歯科医師の診断書（後略）

　　　三―七　（略）

（４）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について（昭和５０年９月５日児発第５７６号厚生省児童家庭局長通知。以下「本件通知」という。）（抜粋）

別紙　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領

１　この要領は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（中略）別表第三に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。

２　障害の認定については、次によること。

 (3) 内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと。

 　イ ２級

令別表第三に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。

例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

(4) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に定める様式第２号）（中略）によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと。

(6) 各傷病についての障害の認定は、別添１「障害程度認定基準」により行うこと。（後略）

３　障害の状態を審査する医師について

(1) 都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと。

別添１　特別児童扶養手当　障害程度認定基準

第７節　精神の障害

精神の障害による障害の程度は、次により認定する。

１　認定基準

精神の障害については、次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 障害の程度 | 障 害 の 状 態 |
| １級 | （略） |
| ２級 | 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを１級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを２級に該当するものと認定する。

精神の障害は、多種であり、かつ、その症状は同一原因であっても多様である。

したがって、認定に当たっては具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮する。

２　認定要領

精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分する。（後略）

Ｄ　知的障害

1. 知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね１８歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。
2. 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 障害の程度 | 障害の状態 |
| １級 | （略） |
| ２級 | 知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの |

なお、この場合における精神発達遅滞の１級と２級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね３５以下のものが１級に、おおむね５０以下のものが２級に相当すると考えられる。

1. 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。（後略）
2. 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

（５）○○○療育手帳交付規則（平成○○年○○○規則第○○○号）

第６条　判定機関は、第４条第３項の規定による申請書の送付を受けたと　きは、手帳の交付を受けようとする者について、○長が別に定める基準により、児童福祉法第１１条第1項第２号ハの判定又は知的障害者福祉法第１１条第１項第２号ハの判定（以下これらを「判定」という。）を行う。

２　前項の規定による判定の結果は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、　当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　障害の程度が軽度である場合　Ｂ２

四　（略）

３－５　（略）

（６）○○○療育手帳交付要綱

第１条　この要綱は、○○○療育手帳交付規則（平成○○年○○○規則第○○○号）（以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第３条　規則第６条第１項に規定する○長が別に定める基準（以下「判定基準」という。）は別表のとおりとする。

 　２・３　（略）

別表療育手帳判定基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | １８歳未満 | １８歳以上 |
| （略） | （略） | （略） |
| 軽度Ｂ２ | 知能の障がいの程度が軽度（標準化された知能検査で測定された指数が概ね５１以上７５以下に該当）であって、社会生活上及び行動・医療保健面において、あまり介助・介護を要しない者。 | （略） |

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）本件診断書の①障害の原因となった傷病名欄に「○○○○（療育手帳Ｂ２）」と記載されている。

（２）本件診断書の障害の状態の⑦知的障害等の１知的障害欄に次のように記載されている。

知能指数又は発達指数「ＤＱ」、判定「軽度」、判定年月日「平成３０年６月○日」

（３）本件診断書の障害の状態の⑬日常生活能力の程度欄に次のように記載されている。

　　　１○○「半介助」、２○○「半介助」、３○○「おむつ必要　半介助」、４○○「自立」「不完全」、５○○「半介助」、６○○○「特定の物、場所はわかる」、７○○「問題なし」、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」

　　　また、⑭要注意度欄に「随時一応の注意を必要とする」と記載されている。

（４）本件診断書の医学的総合判定欄には「ＤＱ○○、療育手帳Ｂ２で、今後改善は期待しがたい」と記載されている。

（５）平成３０年８月３０日付けで審査請求人は本件申請を行い、同年１１月３０日付けで処分庁は本件処分を行った。

（６）平成３１年１月３１日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）法第５条第１項の規定による特別児童扶養手当認定は、法定受託事務であり、法第２条第５項及び施行令別表第三に基づき本件通知が出されている。

現在、本件通知は、地方自治法第２４５条の９に基づく処理基準に該当し、本件処分の審査基準として拘束力を有する。

もっとも、処理基準は、地方公共団体が個別案件について一定の措置をとるべき旨の個別具体的な法的拘束力を有するものではない。

（２）本件通知によれば、施行令別表第三に定める障害等級２級の「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものと示されている。例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

また、障害の認定については、特別児童扶養手当認定診断書によることとされており、処分庁が医師○○○○作成の本件診断書に基づいて本件処分を行ったことに違法又は不当な点はない。

（３）本件診断書の日常生活能力の程度の判定においては、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○」とされているなど、対象児童の活動の範囲がおおむね家屋内に限られているとの判断はなされていない。

また、医学的総合判定においても、「ＤＱ○○、療育手帳Ｂ２」との判断が示されているところ、療育手帳Ｂ２（１８歳未満）は、前記１（５）及び（６）のとおり「知能指数がおおむね５１以上７５以下」であり、社会生活上及び行動・医療保健面において、あまり介助・介護を要しない者であるから、本件診断書作成時点において、対象児童が特別児童扶養手当認定の２級の知的障害の程度（知能指数がおおむね５０以下）であるとは認められない。

（４）対象児童の障害の程度を判断するに当たり、本件通知以外の基準を採用すべき特段の事情は見受けられず、その障害の程度が本件診断書の内容と異なるとの事情も認められない。

したがって、本件処分は違法又は不当なものではない。

（５）以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇